

T O P I C

労災保険特別加入制度（中小事業主等）

■労災保険は、「労働者災害補償保険」という名の通り、「労働者」の就業中のけがや病気のための保険です。

■一方、特に中小企業だと、社長であっても現場に出たり、従業員と一緒に同じ仕事をしている、というケースがよくあります。そうすると、従業員と同じようにケガをしたり病気になる可能性があります。

■ですが、社長や役員、個人の方の事業主（以下、「中小事業主等」）は、労働者のための補償保険である労災保険は、本来は使えません。

■そのために、労災保険には「特別加入制度」というものがあります。今回は、中小事業主等の特別加入制度について説明します。

■まず、中小事業主等の常時従業員数の範囲は以下の通りです。

▼金融、保険、不動産、小売業・・・50人以下

▼卸売、サービス業・・・100人以下

▼上記以外・・・300人以下

また、従業員を常時雇用していなくても、1年間に100日以上使用していれば、常時雇用していることとなります。

■特別加入に入るのに必要なことは、次の2点です。

- ①会社等が労働保険に入っていること
- ②労働保険事務組合に労働保険の事務を委託していること

■次に保険料ですが、特別加入ではない保険料は次の様に計算します。

《建設業・林業の現場の労災》

完成元請工事高の額×各業種の労務費率
×各業種の労災保険料率

《それ以外の労災》

給与等の額×各業種の労災保険料率

■ただし、特別加入は、違います。

まず、給付基礎日額というものがあり、そのうちどれかを選びます。

3,500・4,000・5,000・6,000・7,000・8,000・9,000・10,000・12,000・14,000・16,000・18,000・20,000・22,000・24,000・25,000

（下線の日額が昨年10月から増えています。）

保険料の計算は次の通りです。

給付基礎日額×365日×各業種の労災保険料率

■例えば機械器具製造業ですと、料率が5.5/1000なので、もし10,000円の日額を選んだ場合、次の通りです。

$10,000 \times 365 \times 5.5 / 1000 = 20,075$ 円(年)

■次に補償等についてですが、いくつか従業員とは違う制約、取扱いがあります。

①中小事業主等としての業務中の傷病には使えません。

従業員と同様の、労働者としての仕事でのケガ・病気に使えます。

社長業、事業主としての就業中はダメです。

②残業は、みんなと一緒に

例えば社長が一人で残業していたときは効きません。（準備、後片付けは除きます。）他に一人でいので従業員と一緒に残業してください。

③休業補償は日額が基礎

病気・ケガで長期欠勤する場合の休業補償は、従業員は給与の額が基礎になって計算されますが、特別加入は、前述の給付基礎日額が基礎になります。（名前の通り）

なので、日額が低い方が保険料は安いのですが、いざ休業補償という時も同様に低い補償しか受けられません。（治療費は差がありませんが）

④特別加入はみんな一緒に

役員等の特別加入の場合、役員全員で加入しないといけません。社長一人だけ、ということではできません。ただし、例えば監査役のように会社の仕事は全くしない、というような役員等の方は入れなくて良いです。

■新年度となり、労働保険年度も新年度を迎え、労働保険料の申告業務が始まります。

新年度から特別加入をしてけがや病気に備えたい

かがでしょう。

■当「諏訪労務管理センター」は、労働保険事務組合
ですので、委託していただければ特別加入の取
扱いができます。

お気軽にご相談ください。

大事なお知らせ

1. 労働保険年度更新にかかる賃金集計について

4月になりました。平成25年度確定・平成26年度概算の労働保険料の計算のための、賃金集計をしなければなりません。

改めてご連絡いたしますが、以下のものが必要となりますので、準備方宜しくお願い致します。

①給与台帳（賞与含む）

（平成25年4月～平成26年3月支給分）

（パート、アルバイトも含む全員分）

②完成工事のことがわかるもの（建設業のみ）

工事名・工事期間・完成工事高

（平成25年4月～平成26年3月に完成した、元請けの工事について）

2. 健康保険・介護保険料率について

平成26年3月から、介護保険料率が変更になっています。健康保険料率は据え置きで、今までと同じ額です。（長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。）

（健康保険	4.925%	変更
+（介護保険	0.86%	
健康保険	5.785%	
厚生年金	8.56%	
雇用保険	0.5%（建設0.6%）	

実際に社会保険料を変更するのは、（普通は）4月支払いの給料から引く分からとなりますので、ご注意ください。

また、賞与は、3月1日以降支給する分から変更してください。

なお、介護保険該当者がいらっしゃるお客様に社会保険料一覧表をお送りします。大事ですのでご確認ください。

3. 70歳以上の方の窓口負担変更

70歳から74歳の方は、お医者さんに行って窓口で支払う一部負担金の割合が今まで1割でした。

これが変更となり、平成26年4月1日以降70歳になる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方で被保険者・被扶養者とも）が、70歳になる日の翌月以降にお医者さんにかかった分から、2割となっています。

この3月31日の時点で70歳になっている方は、今まで通り1割負担です。

助成金だより

「業務改善助成金」

■今、厚生労働省の助成金で最も利用しやすいのではないと思われる助成金です。

添付資料をご確認いただき、当事務所でも申請できますので、是非お問い合わせください。

■概要

①最低賃金以上で時間給換算800円未満の従業員がいる場合、一番低い人の時間給相当額を40円以上引き上げる。

②引き上げた額をその会社等の最低賃金額として、それより低い他の従業員がいれば、そこまで引き上げる

③業務改善となるような設備投資等（設備・機器・車両等購入、システム構築、改装など）を行う

①～③を行うと、

▼30人超企業→設備投資等の額の2分の1助成

▼30人以下企業→ // 4分の3助成
（ただし最高100万円）

■予算が終わると受け付けも終了します。

今年度は早い時期での終了が予想されますので、お早目にどうぞ。

（あとがき）

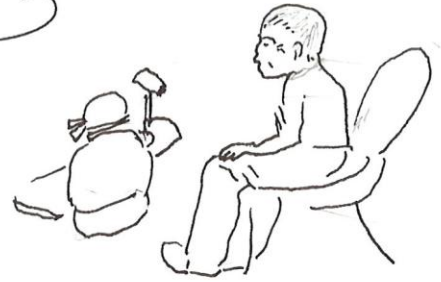
「春」です。春は出会いと別れの季節ですが、我が家では長男が高校を卒業し、一人暮らしを始めました。

子どもが外へ出たことに、とても感慨深く、そして寂しいものがありますが、若いうちにいろいろな経験をして大きくなってほしいなと思います。

で、早く金食い虫を卒業して、早く自分で稼いでほしいと、切に切に願う今日この頃です。（キムラ）

しゃろうしみやさかの
ひとりごと

ー トイレのリフォーム ー



梅の花がふたつ、みづ咲き出しました。

3列年だと3月15日には咲くとお母は
いつも言っておりました。

今年はおかしいと思います。でもツバメは
もうとんでいます。私の家では今
トイレ、洗面などのリフォームをやってます。

床がぼろぼろ 壁がこぼれ 今トイレの
壁が、無状態です。

家の中で働いてくれている職人さんに
夫が(音)をされた。4月1日のことでした。

「いっ頃できあがるたかね？」

職人さんはにやにやして

「さあ？ 1か月以上かかるか？」と

言ったそうです。

壁が剥がれる。洗面所が。洗濯機が

こぼれ 1か月以上 かけて ストレスだよ。

夫も

「俺も職人が あり向いて 仕事してる

ときトイレに座っても 出るそのも 出ない」

と言います。

「まさか 1か月は ないでしょ。エケツリル
フルだから からかわれたんだよ きっと」

床にあいた穴から 猫は よろこんで
出たり 入ったりしています。

このリフォームは 市の助成金が

使えるとのこと。

かかる費用の 1割 10万円まで
とか。 ありがたいです。

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawakaiei.jp

このほつとレターは、当事務所・センターとご縁
のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにも
ありますので是非ご覧ください。

<http://misawakaiei.jp/sharoushi/index.html>